

令和 4 管理年度以降のくろまぐろの漁獲可能量の
配分の考え方について（案）

平成 30 年 12 月 19 日策定
令和元年 10 月 24 日一部改正
令和 3 年 月 日一部改正
水産政策審議会資源管理分科会
くろまぐろ部会

1. 背景

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律に基づく、太平洋くろまぐろ（以下「くろまぐろ」という。）の漁獲可能量の配分については、その配分方法や決定までのプロセスに対して特に沿岸漁業者から不満が出ており、平成 30 年 7 月から同法に基づく TAC 制度を導入した際にはパブリックコメント等で多数の意見が寄せられた。

このため、水産政策審議会資源管理分科会に「くろまぐろ部会」を置き、くろまぐろの漁獲可能量の配分方法に関して調査審議することとなった。

部会では、平成 31 年 1 月から開始される第 5 管理期間以降の配分の考え方について審議し、平成 30 年 12 月に「第 5 管理期間以降のくろまぐろの漁獲可能量の配分の考え方について」をとりまとめた（令和元年 10 月に一部改正。）。この考え方に基づき、第 5～第 7 管理期間（令和 3 管理年度）における漁獲可能量の配分が行われてきたところであるが、令和 3 年 10 月に開催された中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）北小委員会において、大型魚の漁獲枠 15%増等の措置について合意が得られたことを受け、同年 12 月に開催される WCPFC 年次会合においてこれらの措置が採択される可能性があることを想定し、令和 4 管理年度以降の配分の考え方について審議した。

2. 審議の概要

	開催日時	概要
第 1 回くろまぐろ部会	平成 30 年 9 月 3 日（月）	第 4 管理期間の配分の考え方と今後の議事の進め方について
第 2 回くろまぐろ部会	平成 30 年 9 月 28 日（金）	沖合漁業者と養殖業者から

		のヒアリング
第3回くろまぐろ部会	平成30年10月4日(木)	沿岸漁業者と養殖業者からのヒアリング
第4回くろまぐろ部会	平成30年10月19日(金)	総合討論
第5回くろまぐろ部会	平成30年11月1日(木)	考え方のとりまとめ
第6回くろまぐろ部会	令和元年10月3日	考え方の一部改正に係る検討
第7回くろまぐろ部会	令和元年10月24日	考え方の一部改正
第8回くろまぐろ部会	令和3年10月12日	WCPFCでの議論の状況を念頭に置いた検討の方向性の確認
第9回くろまぐろ部会	令和3年11月29日	考え方のとりまとめ

3. 参考人の意見に対する委員の審議・評価

第2回及び第3回くろまぐろ部会で聴取した参考人の意見を、その趣旨から「配分に関する論点」と「管理に関する論点」に大別し、さらに個別の検討項目ごとに整理した。第4回くろまぐろ部会では、これらの項目ごとに、現状の配分の考え方で見直すべき点や追加する要素があるかについて、委員が審議・評価した。

I 配分に関する論点

(1) 経営の依存度

沿岸漁業の漁業者の参考人からは、専獲で従事している人や零細な漁業者に配慮して欲しい、くろまぐろへの経営依存度を総合的に判断して欲しいとの発言があり、また、大中型まき網漁業（以下「まき網漁業」という。）の漁業者の参考人からは、日本海のくろまぐろは6月の水揚げ金額の90%を占める主要な魚種であり、くろまぐろなしでは経営が難しいという発言があるなど経営の依存度について考慮して欲しいとの意見が多数あったが、具体的に依存度を示すデータ等は示されなかった。

経営への依存度はTAC配分に当たって考慮すべき基本的な要素であると考えられ、今回のくろまぐろの配分に当たっても当然考慮する必要がある。しかしながら、依存度は漁業種類や経営規模によって多種多様であることを踏まえれば、特にこのための統一の数値的指標を設けることは難しいと言わざるを得ない。ただし、依存度が高い漁業者ほどくろまぐろを漁獲していると

いうことは推定できるので、特に沿岸漁業においては、直近の漁獲実績をもって代替することが適当である。

(2) 漁法の特性に起因する事項

混獲は、他の魚種を目的とした操業の際の混獲と、くろまぐろ大型魚を目的として操業した場合の小型魚の混獲があり、いずれの場合も配分に考慮する必要がある。また、混獲対策の経営的負担は、具体的な数値的指標はないものの、放流等の作業負担の大きい漁業にとっては影響が大きく、配分に当たり考慮すべきだが、支援措置などによる対応も可能である。

さらに、配分に当たっては、一般論として専獲によりくろまぐろを漁獲し、経営上くろまぐろの水揚げに依存している漁業者に対する配慮が必要である。

また、資源の回復に伴い 30 キロに近い比較的小型の大型魚が増えてくることが想定されるため、その混獲についても考慮する必要がある。

(3) 資源の増減に対する責任

沿岸漁業や定置漁業の漁業者の参考人からは、まき網漁業による大量漁獲によって資源が大きく減少し、管理を行わざるを得なくなったとの発言があった。小型魚を対象とした西部北太平洋におけるまき網漁業により 1990 年代からの漁獲が親魚資源量へ与えるインパクトが増大したことは事実（1995 年の小型魚の漁獲量：13,611 トン）であるが、まき網漁業では、他の漁業よりも 4 年早い 2011 年漁期から小型魚の漁獲規制を導入し、漁獲枠を大きく削減した結果、現在は WCPFC の基準年（2002-04 年（平成 14-16 年））の平均漁獲量（4,545 トン）の $1/3$ （1,500 トン）となっていることから、親魚資源量にインパクトを与えたことについては既に相応の負担をしているとの判断もあり得る。

一方、現在は、まき網漁業以外の漁業による漁獲量が増加している状況にあるが、混獲等がある定置漁業等による漁獲量も少なくないことから、これ以上、小型魚の管理の負担を強いることが難しく、当該くろまぐろ資源へのインパクトのみを考慮した配分は困難である。

(4) 地域経済への影響

参考人からの聞き取りにより、くろまぐろを水揚げする国内の様々な地域において、漁業のほか、流通や観光等の関連産業など間接的な波及効果も含め、地域経済へ影響がある。しかしながら、地域での経済効果や波及効果を一律に数値化することは困難であり、配分の根拠としては直接的な効果を及ぼす論点に絞らざるを得ない。

(5) その他の留意すべき事項

① 資源評価に用いるデータの収集とその精度の維持・向上

資源評価に用いるデータの精度向上は資源評価の向上につながり、ひいては漁獲枠の増大に貢献し得る要素であり、国や業界全体で長期的に対応する必要がある。

② 配分の根拠となる実績基準年の取り方

WCPFC の基準年（2002-04 年（平成 14-16 年））で国内も配分すべきとの意見と流動的に変更すべきとの意見があった。また、漁獲管理を行うと実績に影響が出るため、漁獲管理を行う以前を基準とする必要があるとの意見もあった。

③ 産卵期の親魚の漁獲

産卵期の親魚の漁獲を控えることは親魚による毎年の産卵量を確保するための方法の 1 つであるが、これ以外の方法として、一生に一度も産卵機会を与えられずに漁獲されている未成熟魚の漁獲を控える方法がある。

ISC（北太平洋まぐろ類国際科学小委員会）では、親魚量と加入量の間には明確な関係が見られていないことから、産卵期の漁獲を特別に区別せずに資源評価及び将来予測を実施し、これに基づく WCPFC の資源管理措置も産卵期の漁獲を区別していない。

親魚の漁獲を控える場合、産卵期かどうかは重要ではなく、また、小型魚の漁獲を規制する方が将来の親魚資源回復に大きく貢献することから、配分の基本的な考え方において産卵期の親魚の漁獲については特に考慮しないこととする。

しかしながら、多数の沿岸漁業者が産卵期操業規制の必要性を訴えている現状を踏まえ、この問題への丁寧な説明に努めていくべきである。

④ その他

漁獲量が漁獲枠に達しなかった状態について、漁業者の取り組みにより漁獲できるにも関わらず、あえて漁獲しない「獲り控え」と漁獲しようと努めたものの漁獲枠の上限まで漁獲できなかった「獲り残し」は区別して使うべきであり、努力して獲り控えた場合は、次の漁期以降の配分へ考慮すべきという考えがある一方、「獲り残し」については、我が国の漁獲枠を有効に使う観点から、例えば獲り残した地区と漁獲枠が足りない地区などの間で「融通」しあう仕組みが必要である。

Ⅱ 管理に関する論点

(1) 国内のルールに関する事項

① 留保の取扱い

すべての漁業種類が配分された漁獲枠を守ることができるのであれば留保は不要である。しかし、これまでの管理期間における管理状況から判断すれば、依然として我が国の漁獲枠を超過するリスクが存在し、国としての留保をゼロとするには時期尚早と言わざるを得ない(国の留保があることを理由に自らの漁獲枠を超過してもよい、と認識するモラルハザードに繋がらないよう注意が必要である。)

なお、これまでの管理期間では、まき網漁業は管理措置を講じて漁獲上限を超えなかったにもかかわらず、第4管理期間ではまき網漁業に対してのみ留保からの追加配分が行われず、配分にあたり留保された数量を原資として他漁業種類への配分を行っている。それにもかかわらず、沿岸漁業者から非難を受けていることに対し、まき網漁業は不満を感じているとの意見があった。

② 大臣管理分の漁業種類の区分について

業界間で調整した結果を踏まえ、国として結論を示す必要がある。

③ 都道府県の漁獲枠管理

月別(期間別)の管理は、これまでの管理期間において、漁獲枠を遵守できず都道府県の漁獲枠を大きく超過する都道府県があったため、第4管理期間から導入した管理手法であり、我が国の漁獲枠を遵守する観点からこれを撤廃すべきではない。他方、これまで漁獲枠を遵守してきた都道府県は、このような月別の管理に縛られずに柔軟に管理することも検討できる。

④ 漁獲枠の融通

沿岸漁業は漁獲枠の管理に不慣れな中で管理に取り組んでいる状況であることから、各都道府県の漁獲枠の遵守を原則とした上で、来遊状況等に応じて漁獲枠を融通するルールづくりを目指す必要がある。また、漁獲枠の融通においては、公の場で枠の融通や水産庁による情報提供も必要である。

さらに、都道府県間等での漁獲枠の融通を促進するためには、融通する都道府県等に何らかのインセンティブが必要であり、国内の仕組みを考えることも重要である。このような枠組みを通じてクロマグロの来遊の偏り等から生じる現場の直面する問題の軽減に努めるべきである。

その他、大臣管理漁業の各漁業種類から都道府県への枠の融通の方策として、国が漁獲枠をまき網漁業から購入して再配分をするとの例示があったが、国が

無償で配分した漁獲枠を税金により買い取り再配分するのは問題があり、公平なルールの下で競争する現在の我が国の制度では困難である。

⑤ その他

配分の基本的考え方は、資源の状況や国際情勢の変化、さらには混獲防止技術の向上等も踏まえれば、固定するのではなく、一定の期間（複数年）ごとに見直す必要がある。また、柔軟性のあるルールが必要であり、状況を見つつ安定したルールに移行すべきである。

（２）国際的なルールに関する事項

資源の回復に伴う小型魚の増加や、卓越年級群が発生した場合には、小型魚の漁獲枠が現状よりも更に逼迫することが予想される。小型魚から大型魚の振替の適用は資源の回復に貢献するものであるが、直近の漁獲の様相を考慮に入れて行う必要がある。

（３）我が国の漁獲枠の増枠時の対応について

苦勞している漁業者にメリットがある方策を早い段階で考えることが重要であり、増枠した時に苦勞した漁業者に配当があるべきというのは明らかである。一方で、具体的な配分については、増枠時点での資源の状況や放流技術の開発の進捗状況も関係してくるため、現時点では具体的なルールは決定しない。

4. 第4管理期間までの配分の考え方及び第5管理期間直前時点の状況

（１） 我が国の漁獲枠は、2002-04年（平成14-16年）の平均漁獲量を基準にしたWCPFCの決定事項に基づくもの（小型魚：2002-04年の平均水準から半減。大型魚：2002-04年の平均水準。）であるが、実際の国内での配分は、既に経営への依存度をある程度反映している直近の漁獲動向を考慮し、次のとおり沿岸漁業に配慮した数量としている。

① 小型魚の配分量は、各漁業種類で均等な割合で削減する場合はそれぞれ2002-04年（平成14-16年）の小型魚の平均漁獲量から半減すべきところ、まき網漁業では、当該漁業種類による2002-04年（平成14-16年）の小型魚の平均漁獲量（4,545トン）の1／3（1,500トン）まで削減する一方、沿岸漁業等では、当該漁業種類による2002-04年（平成14-16年）の小型魚の平均漁獲量（3,470トン）の半減に満たない削減幅で配分（1,991.3トン（ほか留保15.7トン））を行っている。

	2002-04年（平成14-16年）の小型魚の平均漁	第4管理期間の当初配分量（沿岸漁業は12か
--	----------------------------	-----------------------

	獲量	月分に換算) (※ 1)
大中型まき網漁業	4,545.0 トン	1,500.0 トン (※ 2)
近海かつお・まぐろ漁業等	3,470.0 トン	62.0 トン
かじき等流し網漁業		44.0 トン
沿岸漁業		1,885.3 トン (※ 3)
留保		265.7 トン (※ 3)
合計	8,015.0 トン	3,757.0 トン (※ 3)

(※ 1) 超過数量及び上乗せ数量等がない場合の数量。

(※ 2) 250 トンを小型魚から大型魚へ振替した数量。

(※ 3) 第 4 管理期間は沿岸漁業は 9 か月の管理期間であるところ、12 か月の管理期間として計算した場合の数量。

- ② 大型魚の配分量は、各漁業種類で均等な割合で削減する場合はそれぞれ 2002-04 年（平成 14-16 年）の大型魚の平均漁獲量と等量とすべきところ、「近海かつお・まぐろ漁業等」では、当該種類漁業による 2002-04 年（平成 14-16 年）の大型魚の平均漁獲量の 1 / 4 まで削減する一方、沿岸漁業では、当該漁業種類による 2002-04 年（平成 14-16 年）の大型魚の平均漁獲量以上の配分を行っている。

大型魚	2002-04 年(平成 14-16 年)の大型魚の平均漁獲量	小型魚から大型魚への 250 トンの振替 (大中型まき網)	第 4 管理期間の当初配分量(沿岸漁業は 12 か月分に換算)
大中型まき網漁業	3,098.0 トン	3,348.0 トン	3,063.2 トン
近海かつお・まぐろ漁業等	752.0 トン	同左	167.0 トン
沿岸漁業	1,032.0 トン	同左	1,184.7 トン (※)
留保	-	同左	717.1 トン (※)
合計	4,882.0 トン	5,132.0 トン	5,132.0 トン (※)

(※) 第 4 管理期間は沿岸漁業は 9 か月の管理期間であるところ、12 か月の管理期間として計算した場合の数量。

- (2) WCPFC の暫定回復目標は、親魚資源量を現在の 2016 年（平成 28 年）の約 2.1 万トンから約 4.3 万トンまで増大させることであり、このために小型魚の漁獲抑制を行っていることから、今後、小型魚も増加することが予

想される。このことを考慮すれば、少なくとも暫定回復目標を達成するまでの間、漁業種類や専獲・混獲の違い、小型魚・大型魚漁獲の違いにより課題は異なるものの、各漁業種類において漁獲枠遵守のための混獲管理等の負担が一層増大すると懸念され、特定の漁業種類の漁獲枠を削減し、他の漁業に振り分けることが可能な状況にはない。

- (3) また、WCPFC においては、2019 年以降の増枠について認められていないことから、第 5 管理期間以降の漁獲枠の管理についても、第 4 管理期間と同じ総枠の中で管理していかざるを得ないことを考慮しなければならない。

5. WCPFC における議論の状況を念頭に置いた配分の考え方に係る検討

令和 3 年 10 月に開催された中西部太平洋まぐろ類委員会 (WCPFC) 北小委員会において、以下①～④の措置について合意が得られた。このことを受け、同年 12 月に開催される WCPFC 年次会合においてこれらの措置が採択される可能性があることを想定し、第 8 回及び第 9 回くろまぐろ部会において、令和 4 管理年度以降の配分の考え方等について、「第 5 管理期間以降のくろまぐろの漁獲可能量の配分の考え方について」を見直す形で審議し、以下 6. 及び 7. のとおりとりまとめた。

- ① 大型魚の漁獲枠 15%増
- ② 漁獲枠の未利用分の繰越率の上限を 17%とする特例措置を 3 年間延長すること
- ③ 小型魚漁獲枠の大型魚への振替を継続的な措置とすること
- ④ 今後 3 年間、小型魚の漁獲枠の 10%を上限として 1.47 倍を乗じて振り替えることを可能とすること

6. 令和 4 管理年度以降の配分の基本的考え方

令和 4 管理年度以降の配分に当たっては、経営の依存度を反映するものとして、まず過去のクロマグロの漁獲実績を基本とするとともに、混獲回避のための負担の軽減及び資源評価に用いるデータ収集の必要性といった要素を加味して、以下の考え方に基づき行う。

- (1) 大臣管理区分及び都道府県への配分の実績基準年

WCPFC の基準年 (2002-04 年 (平成 14-16 年)) で国内も配分すべきとの意見と流動的に変更すべきとの意見があることから、第 5 管理期間以降の基礎的な配分は、WCPFC の基準年 (2002-04 年 (平成 14-16 年)) を基本として、近年の漁獲実績 (平均漁獲実績) を勘案して配分するものとし、配慮すべき事項は留

保から配分する。

大型魚について、令和 3 管理年度（第 7 管理期間）までの配分数量が、WCPFC の基準年（2002-04 年（平成 14-16 年））の平均漁獲実績よりも少ないかつお・まぐろ漁業及びかじき等流し網漁業等については、令和 4 管理年度以降は WCPFC の基準年（2002-04 年（平成 14-16 年））の平均漁獲実績の数量以上の配分とするものとする。

（２）各都道府県への配分の実績基準年

漁獲可能量から大臣管理漁獲可能量及び国の留保を除く数量を各都道府県に配分する際には、漁獲量規制が始まる以前の直近年の漁獲実績を基準としている。そのため、

- ① 小型魚については引き続き自主管理開始時以前の 2010-12 年（平成 22-24 年）を基準
- ② 大型魚については、数量管理開始時以前の直近 3 か年である 2015-17 年（平成 27-29 年）の 4 月から翌年 3 月の漁獲実績を基準として配分する。

（３）留保の取扱い

漁獲実績以外に配慮すべき事項については、留保から配分する。

なお、大型魚の留保については、我が国の漁獲枠の超過リスクを考慮し、漁獲枠の調整で発生した数量を留保したことに加え、大臣管理区分、都道府県とも実績に基づく配分量から約 1 割を留保していたところである。国の留保については、法に基づく数量管理開始以降、融通制度の普及や数量管理の理解促進等により小型魚、大型魚ともに大幅な漁獲可能量超過を起こしておらず、漁獲可能量超過リスクが低減していること、及び大型魚については遊漁による採捕量を一定程度考慮する必要がある状況に鑑み、当面の間は小型魚、大型魚ともに 100 トン程度を保持するものとする。

（４）留保等の配分において配慮すべき事項

① 漁法の特性に起因する事項（混獲回避等）への配慮

混獲回避は、特に放流等の作業負担の大きい漁業は経営的にも負担が大きい。負担の程度を具体的な数値的指標を用いて算定することは難しいが、配分にあたり一定程度考慮する。

ア 小型魚について

加入量の増大に伴い、全ての漁業種類において漁獲管理の困難性が一層増

大すると懸念される。特に過去に漁獲枠を超過し、差引きの結果として漁獲枠がゼロ又は少ない都道府県において漁業者が感じる困難性はより高いものと認識している。

一方で、まき網漁業においては、小型魚の漁獲枠は WCPFC の基準年（2002-04 年（平成 14-16 年））の平均漁獲量の $1/3$ （1,500t）であり、削減分の一部は既に沿岸漁業等に配分されているところである。また、沿岸漁業等が超過した場合などのリスクに備えた留保についても、まき網漁業の配分量から抛出（250 トン）されたものとなっており、すでに沿岸漁業等へは配分における配慮が行われている。

継続的に資源の回復を図るため、全体として小型魚から大型魚に漁獲可能量を振替えることとし、小型魚から大型魚に漁獲枠を振替える場合に適用される係数 1.47 倍のメリットを享受するため、我が国全体の振替量 400 トン以上を目指すものとする。

また、この国の留保として保持する数量の削減等の結果生じる小型魚の数量については、沿岸漁業等に対する配慮を行う。

イ 大型魚について

沿岸漁業では、大型魚の漁獲状況を考慮し、留保から沿岸漁業に対して当初に上乗せ配分を行う。この際、沿岸への来遊状況が年により変動が大きいことや、くろまぐろの漁獲への経営の依存の度合いは直近の漁獲実績に反映されているとの観点から、都道府県の直近の最大漁獲実績等を勘案して、留保している数量から当初に上乗せ配分を行う。

なお、近い将来には資源増加に伴い大型魚のうち 30 キロに近い比較的小型の個体が増えてくることが指摘されており、その大型魚が様々な漁法で混獲されるため、配分量が少なくなり漁獲管理が難しい都道府県に対し、一定の数量を当初に上乗せ配分することとする。

また、同様の理由で大型魚の混獲が想定される漁業種類（かじき等流し網漁業）に対しても、一定の数量を当初に上乗せ配分することとする。

さらに、小型魚から大型魚に漁獲可能量を振替えた管理区分については、一定の数量を当初に上乗せ配分することとする。

② 資源評価に用いるデータの収集への配慮

漁獲データが資源評価の指標に用いられている以下の漁業については、ある程度の自由な操業の確保が回復傾向にある資源の精度の高い評価に不可欠であり、将来の漁獲枠の増大に直結する。

ア 一部地域のひき縄漁業（加入量の指標算出に使用）イ かつお・まぐろ漁業（親魚資源量の指標算出に使用）このため、（１）では手当てされないアに対して、データの精度を担保するための数量を留保から当初に上乗せ配分する。

なお、精度の高いデータ収集が可能となるよう、都道府県等において期間別管理の実施や配分を留保するなど、管理方法を工夫することとし、それでもなお資源の増大等により配分した数量では不十分な場合は、必要な数量を留保から上記ア又はイの漁業に対して追加配分することができることとする。

7. 管理において実施すべき事項

（１）漁獲枠の融通の促進

漁獲可能量を有効活用するため、積極的に配分の融通を行うこととし、国はその仲介に努める。

（２）都道府県の漁獲枠管理

月別（期間別）の管理は、漁獲枠を遵守するため引き続き実施することとするが、漁獲枠を遵守してきた又は遵守できる体制が整っている都道府県については、管理方法の柔軟化を図り、より良い管理方法の選択が可能となるよう運用すべきである。

（３）増枠時の対応

具体的な増枠時の配分は、増枠時点での資源の状況、国際情勢、混獲回避技術の向上等の技術開発の進捗状況により決めるべきではあるが、その際には過去の漁獲実績を考慮しつつ、混獲回避を行うなど漁獲枠管理の負担の大きい漁業者や獲り控えた都道府県、漁業等に対して配慮することを検討すべきである。

（４）未利用分の繰越しの取扱い

大臣管理漁業及び都道府県別配分量（以下「各配分量」という。）の未利用分の繰越率は10%を上限とすべきである。なお、WCPFCの漁獲管理規則で定められた繰越率（以下「我が国の繰越率」）が10%未満の場合には、各配分量の繰越率は我が国の繰越率と同率とすべきである。

また、我が国全体で繰り越す数量と各配分量の繰越量の合計との差分は国が留保として管理し、この繰越分に係る留保を配分する際には、漁法の特性に起因する事項（混獲回避等）への配慮及び資源評価に用いるデータの収集への配慮を行うこととし、小型魚は沿岸漁業を、大型魚は沿岸漁業とかつお・まぐろ漁業を優先して配分する必要がある。

8. その他

配分の基本的考え方は、資源の状況、国際情勢、混獲防止技術の向上等を踏まえ、一定期間（又は我が国の漁獲枠の増枠時）を目途に必要な見直しを行う。